

琴浦町告示第74号

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から令和7年5月26日付鳥農機構第107号で申請のあった農用地利用集積等促進計画を令和7年5月30日認可したので、同条第7項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月30日

琴浦町長 福本 まり子



※ 公告には、農用地利用集積等促進計画の他、以下の書類を添付する。

区分	添付する書類の名称
賃貸借・使用貸借	農用地利用集積等促進計画に係る条件等
売買	1 共通事項（地権者から機構への所有権移転関係） 2 共通事項（機構から耕作者への所有権移転関係）

農用地利用集積等促進計画 (R7.5月総会付議)

農地番号	土地の表示				登記地目	現況地目	内容	登記面積(m <sup>2</sup> )	取扱面積(m <sup>2</sup> )	農振の区分	地権者が機構に設定する権利						機構が耕作者に設定する権利						借受経営体の名称	経営体の区分(注2)	経営体の機構利用の有無	契約の状況			地域計画の地区	契約区分(注4)	備考	
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数(年)	賃料単価(円/10a)(kg/10a)	賃料年額(円)(kg)	支払開始年度	賃料支払回数	始期	終期	年数(年)	賃料単価(円/10a)(kg/10a)	賃料年額(円)(kg)	新規	更新	付替							
1	琴浦町	三保	砂畠	946-1	田	田	飼料畠	2912	2912	青	R7.6.1	R10.5.31	3	7,000	20,384	R7	3	R7.6.1	R10.5.31	3	7,000	20,384	川本 和昭	①	無		○			下郷	①	
2	琴浦町	杉地	石田	23	田	田	飼料畠	3195	3195	青	R7.6.1	R17.5.31	10	9,000	28,755	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10	9,000	28,755	川本 和昭	①	無		○			古布庄	①	
3	琴浦町	中尾	東戒免	718	田	田	普通畠	1645	1645	青	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	16,450	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	16,450	前田 知也	①	有		○			浦安	①	
4	琴浦町	八幡	前原	841-1	田	田	水田	1758	1758	青	R7.6.1	R12.5.31	5		米 30kg	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	0	米 30kg	澤田 光秋		無		○			安田	①	
5	琴浦町	三本杉	野中	723-1	田	田	水田	1503	1503	青	R7.6.1	R17.5.31	10		4,500	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10	0	4,500	幅田 高広	①	有		○			古布庄	①	
6	琴浦町	楓下	代々	2502	畠	畠	普通畠	1949	1949	青	R7.6.1	R12.5.31	5		16,000	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	0	16,000	杉川 武士		無		○			浦安	①	
7	琴浦町	金屋	藪ノ下タ	551	田	田	水田	2340	2340	青	R7.6.1	R10.5.31	3	6,800	15,912	R7	3	R7.6.1	R10.5.31	3	6,800	15,912	野口 龍児		無		○			浦安	①	
8	琴浦町	籠津	上山之前	493-1	田	田	普通畠	1839	1839	青	R7.6.1	R12.5.31	5		20,000	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	0	20,000	高塚 哲也	①	無		○			安田	①	
9	琴浦町	杉下	谷林	555-7	畠	畠	普通畠	1238	1238	青	R7.6.1	R12.5.31	5	7,000	8,666	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	7,000	8,666	田中 博己		無		○			下郷	①	
10	琴浦町	別宮	井手端	1219	田	田	水田	1940	1940	青	R7.6.1	R17.5.31	10		9,720	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10		9,720	田中 寿幸		無		○			古布庄	①	
11	琴浦町	浦安	元中坪	99-2	田	田	普通畠	4881	4881	青	R7.6.1	R10.5.31	3	3,000	14,643	R7	3	R7.6.1	R10.5.31	3	3,000	14,643	橋谷 修一		無		○			浦安	①	
12	琴浦町	中尾	荒木田	754-1	田	田	飼料畠	1568	1568	青	R7.6.1	R12.5.31	5	7000	10,976	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	7,000	10,976	池山 晃広	①	有		○			浦安	①	
13	琴浦町	中尾	荒木田	755-1	田	田	飼料畠	1400	1400	青	R7.6.1	R12.5.31	5	7,000	9,800	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	7,000	9,800	池山 晃広	①	有		○			浦安	①	
14	琴浦町	三本杉	出口	1479	畠	田	水田	2274	2274	青	R7.6.1	R12.5.31	5	米 30kg		R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	米 30kg		岩垣 竜雄		有		○			古布庄	①	
15	琴浦町	三本杉	出口	1474	畠	田	水田	1250	1250	青	R7.6.1	R12.5.31	5	米 30kg		R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	米 30kg		岩垣 竜雄		有		○			古布庄	①	
16	琴浦町	三本杉	山カゲ	576	田	田	飼料畠	1332	1332	青	R7.6.1	R8.5.31	1		2筆9000	R7	1	R7.6.1	R8.5.31	1	0	2筆9000	馬野 善明		無		○			古布庄	①	
17	琴浦町	三本杉	苞田	645-1	田	田	水田	1908	1908	青	R7.6.1	R8.5.31	1		2筆9000	R7	1	R7.6.1	R8.5.31	1	0	2筆9000	馬野 善明		無		○			古布庄	①	
18	琴浦町	籠津	上山之前	498	田	田	飼料畠	1474	1474	青	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	14,740	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	14,740	福田 昌治	①	有		○			安田	①	
19	琴浦町	八幡	御崎	1033-1	田	田	飼料畠	1582	1582	青	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	15,820	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	15,820	福田 昌治	①	有		○			安田	①	
20	琴浦町	八幡	御崎	1032-1	田	田	飼料畠	1728	1728	青	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	17,280	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	17,280	福田 昌治	①	有		○			安田	①	

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者

注3 A 同じ経営体が同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。

農用地利用集積等促進計画 (R7.5月総会付議)

農地番号	土地の表示				登記地目	現況地目	内容	登記面積(m <sup>2</sup> )	取扱面積(m <sup>2</sup> )	農振の区分	地権者が機構に設定する権利						機構が耕作者に設定する権利						借受経営体の名称	経営体の区分(注2)	経営体の機構利用の有無	契約の状況			地域計画の地区	契約区分(注4)	備考
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数(年)	賃料単価(円/10a)(kg/10a)	賃料年額(円)(kg)	支払開始年度	賃料支払回数	始期	終期	年数(年)	賃料単価(円/10a)(kg/10a)	賃料年額(円)(kg)	新規	更新	付替						
21	琴浦町	箒津	築地ヶ内	80-6	田	田	飼料畑	379	379	青	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	3,790	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	3,790	福田 昌治	①	有		○		安田	①	
22	琴浦町	箒津	竹ヶ後口	467-1	田	田	飼料畑	2547	2547	青	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	25,470	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	25,470	福田 昌治	①	有		○		安田	①	
23	琴浦町	中尾	伊勢野	985	畑	畑	飼料畑	516	516	青	R7.6.1	R17.5.31	10	6,366	3,285	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10	6,366	3,285	株式会社 中原牧場	①	有		○		浦安	①	
24	琴浦町	金屋	大林	762	畑	畑	飼料畑	2409	2409	青	R7.6.1	R12.5.31	5	7,500	18,068	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	7,500	18,068	株式会社 中原牧場	①	有		○		浦安	①	
25	琴浦町	中尾	下ノ谷	820-1	田	田	飼料畑	2497	2497	青	R7.6.1	R12.5.31	5	7,500	18,728	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	7,500	18,728	株式会社 中原牧場	①	有		○		浦安	①	
26	琴浦町	中尾	堂免	741-1	田	田	飼料畑	1645	1645	青	R7.6.1	R17.5.31	10	7,500	12,338	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10	7,500	12,338	株式会社 中原牧場	①	有		○		浦安	①	
27	琴浦町	中尾	下ノ谷	823-1	田	田	飼料畑	1148	1148	青	R7.6.1	R17.5.31	10	7,500	8,610	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10	7,500	8,610	株式会社 中原牧場	①	有		○		浦安	①	
28	琴浦町	中尾	下ノ谷	824-1	田	田	飼料畑	569	569	青	R7.6.1	R17.5.31	10	7,500	4,268	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10	7,500	4,268	株式会社 中原牧場	①	有		○		浦安	①	
29	琴浦町	光好	ズリノ前	679	田	田	飼料畑	2873	2873	青	R7.6.1	R12.5.31	5	6,000	17,238	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	6,000	17,238	合同会社 三浦牧場	①	有		○		下郷	①	
30	琴浦町	光好	ズリノ前	680	田	田	飼料畑	2997	2997	青	R7.6.1	R12.5.31	5	6,000	17,982	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	6,000	17,982	合同会社 三浦牧場	①	有			○	下郷	①	
31	琴浦町	大杉	市倉東峯	794-290	畑	畑	飼料畑	1464	1464	青	R7.6.1	R12.5.31	5	5,000	7,320	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	5,000	7,320	合同会社 三浦牧場	①	有		○		上郷	①	
32	琴浦町	山田	東峯	706	畑	畑	飼料畑	2018	2018	青	R7.6.1	R12.5.31	5	5,000	10,090	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	5,000	10,090	合同会社 三浦牧場	①	有		○		上郷	①	
33	琴浦町	公文	亀谷平	373-3	畑	畑	飼料畑	4553	4553	青	R7.6.1	R12.5.31	5	5,000	22,765	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	5,000	22,765	合同会社 三浦牧場	①	有		○		上郷	①	
34	琴浦町	楓下	向山	554-3	畑	畑	飼料畑	3773	3773	青	R7.6.1	R12.5.31	5	7,292	27,513	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	7,292	27,513	株式会社 岡村牧場	①	無		○		浦安	①	
35	琴浦町	金屋	大高谷	855	畑	畑	飼料畑	3087	3087	青	R7.6.1	R12.5.31	5	7,292	22,510	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	7,292	22,510	株式会社 岡村牧場	①	無		○		浦安	①	
36	琴浦町	金屋	堂ノ前	582	田	田	飼料畑	1613	1613	青	R7.6.1	R12.5.31	5	6,904	11,136	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	6,904	11,136	株式会社 岡村牧場	①	無		○		浦安	①	
37	琴浦町	金屋	大高谷	22-318	畑	畑	飼料畑	3023	3023	青	R7.6.1	R12.5.31	5	7,292	22,044	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	7,292	22,044	株式会社 岡村牧場	①	無		○		浦安	①	
38	琴浦町	中尾	イツン坊	972	畑	畑	飼料畑	1348	1348	青	R7.6.1	R12.5.31	5	6,500	8,762	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	6,500	8,762	株式会社 岡村牧場	①	無		○		浦安	①	
39	琴浦町	金屋	櫻ノ木	534	田	田	飼料畑	3010	3010	青	R7.6.1	R12.5.31	5	6,904	20,781	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	6,904	20,781	株式会社 岡村牧場	①	無		○		浦安	①	
40	琴浦町	中尾	イツン坊	973	畑	畑	飼料畑	520	520	青	R7.6.1	R12.5.31	5	6,500	3,380	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	6,500	3,380	株式会社 岡村牧場	①	無		○		浦安	①	

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者

注3 A 同じ経営体が同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。

農用地利用集積等促進計画 (R7.5月総会付議)

農地番号	土地の表示				登記地目	現況地目	内容	登記面積(m <sup>2</sup> )	取扱面積(m <sup>2</sup> )	農振の区分	地権者が機構に設定する権利						機構が耕作者に設定する権利						借受経営体の名称	経営体の区分(注2)	経営体の機構利用の有無	契約の状況			地域計画の地区	契約区分(注4)	備考	
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数(年)	賃料単価(円/10a) (kg/10a)	賃料年額(円) (kg)	支払開始年度	賃料支払回数	始期	終期	年数(年)	賃料単価(円/10a) (kg/10a)	賃料年額(円) (kg)	新規	更新	付替							
41	琴浦町	森藤	宮ノ上	640-3	畠	畠	飼料畠	171	171	青	R7.6.1	R17.5.31	10	6,500	1,112	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10	6,500	1,112	合同会社 前田牧場	①	有		○			下郷	①	
42	琴浦町	森藤	宮ノ上	653	畠	畠	飼料畠	646	646	青	R7.6.1	R17.5.31	10	6,500	4,199	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10	6,500	4,199	合同会社 前田牧場	①	有		○			下郷	①	
43	琴浦町	森藤	大法山	686-28	畠	畠	飼料畠	933	933	青	R7.6.1	R17.5.31	10	6,500	6,065	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10	6,500	6,065	合同会社 前田牧場	①	有		○			下郷	①	
44	琴浦町	森藤	大法山	686-21	畠	畠	飼料畠	1433	1433	青	R7.6.1	R17.5.31	10	6,500	9,315	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10	6,500	9,315	合同会社 前田牧場	①	有		○			下郷	①	
45	琴浦町	森藤	宮ノ上	661	畠	畠	飼料畠	471	471	青	R7.6.1	R17.5.31	10	6,500	3,062	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10	6,500	3,062	合同会社 前田牧場	①	有		○			下郷	①	
46	琴浦町	森藤	出合谷	1125	畠	畠	飼料畠	1069	1069	青	R7.6.1	R17.5.31	10	6,500	6,949	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10	6,500	6,949	合同会社 前田牧場	①	有		○			下郷	①	
47	琴浦町	森藤	穴田	971	田	田	飼料畠	2306	2306	青	R7.6.1	R17.5.31	10	7,000	16,142	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10	7,000	16,142	合同会社 前田牧場	①	有		○			下郷	①	
48	琴浦町	森藤	穴田	979	田	田	飼料畠	1377	1377	青	R7.6.1	R17.5.31	10	7,000	9,639	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10	7,000	9,639	合同会社 前田牧場	①	有		○			下郷	①	
49	琴浦町	西宮	今在家	131-2	田	田	飼料畠	954	954	青	R7.6.1	R12.5.31	5	5,000	4,770	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	5,000	4,770	小椋 剛	①	有		○			成美	①	
50	琴浦町	西宮	今在家	131-3	田	田	飼料畠	890	890	青	R7.6.1	R12.5.31	5	5,000	4,450	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	5,000	4,450	小椋 剛	①	有		○			成美	①	
51	琴浦町	西宮	今在家	131-1	田	田	飼料畠	1146	1146	青	R7.6.1	R12.5.31	5	5,000	5,730	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	5,000	5,730	小椋 剛	①	有		○			成美	①	
52	琴浦町	湯坂	深田	244-1	田	田	飼料畠	2486	2486	青	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	24,860	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	24,860	秦野 英作	①	有		○			安田	①	
53	琴浦町	湯坂	ハゲノ前	251-1	田	田	飼料畠	2392	2392	青	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	23,920	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	23,920	秦野 英作	①	有		○			安田	①	
54	琴浦町	湯坂	ハゲノ前	250-1	田	田	飼料畠	2956	2956	青	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	29,560	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	29,560	秦野 英作	①	有		○			安田	①	
55	琴浦町	湯坂	ハゲノ前	252-1	田	田	飼料畠	1349	1349	青	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	13,490	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	13,490	秦野 英作	①	有		○			安田	①	
56	琴浦町	下伊勢	内海中	264-1	畠	畠	普通畠	395	395	青	R7.6.1	R17.5.31	10		4筆8000	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10		4筆8000	田口 貢		無		○			浦安	①	
57	琴浦町	下伊勢	土手下	288-1	畠	畠	普通畠	235	235	青	R7.6.1	R17.5.31	10		4筆8000	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10		4筆8000	田口 貢		無		○			浦安	①	
58	琴浦町	下伊勢	土手下	284-1	畠	畠	普通畠	188	188	青	R7.6.1	R17.5.31	10		4筆8000	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10		4筆8000	田口 貢		無		○			浦安	①	
59	琴浦町	下伊勢	土手下	283-1	畠	畠	普通畠	357	357	青	R7.6.1	R17.5.31	10		4筆8000	R7	10	R7.6.1	R17.5.31	10		4筆8000	田口 貢		無		○			浦安	①	
60	琴浦町	別宮	井手口	862	田	田	水田	228	228	青	R7.6.1	R17.4.30	9年11月	3,000	684	R7	10	R7.6.1	R17.4.30	9年11月	3,000	684	農事組合法人 別宮営農組合	①	有		○			古布庄	①	

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者

注3 A 同じ経営体が同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。

農用地利用集積等促進計画 (R7.5月総会付議)

農地番号	土地の表示				登記地目	現況地目	内容	登記面積(m <sup>2</sup> )	取扱面積(m <sup>2</sup> )	農振の区分	地権者が機構に設定する権利						機構が耕作者に設定する権利						借受経営体の名称	経営体の区分(注2)	経営体の機構利用の有無	契約の状況			地域計画の地区	契約区分(注4)	備考
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数(年)	賃料単価(円/10a)(kg/10a)	賃料年額(円)(kg)	支払開始年度	賃料支払回数	始期	終期	年数(年)	賃料単価(円/10a)(kg/10a)	賃料年額(円)(kg)	新規	更新	付替						
61	琴浦町	別宮	井手口	861	田	田	水田	251	251	青	R7.6.1	R17.4.30	9年11月	3,000	753	R7	10	R7.6.1	R17.4.30	9年11月	3,000	753	農事組合法人 別宮営農組合	①	有		○		古布庄	①	
62	琴浦町	法万	島崎	585	田	田	水田	964	964	青	R7.6.1	R12.5.31	5	米 30kg		R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	米 30kg		徳丸 英行	③	無		○		古布庄	①	
63	琴浦町	法万	南田井	463	田	田	水田	3266	3266	青	R7.6.1	R12.5.31	5	米 30kg		R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	米 30kg		徳丸 英行	③	無		○		古布庄	①	
64	琴浦町	法万	古屋敷	580	田	田	水田	3277	3277	青	R7.6.1	R12.5.31	5	米 30kg		R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	米 30kg		徳丸 英行	③	無		○		古布庄	①	
65	琴浦町	法万	島崎	586	田	田	水田	1326	1326	青	R7.6.1	R12.5.31	5	米 30kg		R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	米 30kg		徳丸 英行	③	無		○		古布庄	①	
66	琴浦町	三本杉	尾尻	276-2	田	田	水田	1014	1014	青	R7.6.1	R10.5.31	3		5,000	R7	3	R7.6.1	R10.5.31	3	0	5,000	馬野 勝行		無		○		古布庄	①	
67	琴浦町	梅田	坂ノ上	216	畑	畑	普通畑	927	927	青	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	9,270	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	9,270	藤屋 株式会社		有		○		安田	①	
68	琴浦町	梅田	坂ノ上	218	畑	畑	普通畑	718	718	青	R2.5.12	R12.5.11	10	10,000	7,180	R2	10	R7.6.1	R12.5.11	4年11月	10,000	7,180	藤屋 株式会社		有		○		安田	③	
69	琴浦町	梅田	日本本地平	200	畑	畑	普通畑	1311	1311	青	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	13,110	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	13,110	藤屋 株式会社		有		○		安田	①	
70	琴浦町	梅田	坂ノ上	217	畑	畑	普通畑	907	907	青	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	9,070	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	9,070	藤屋 株式会社		有		○		安田	①	
71	琴浦町	梅田	坂ノ上	215	畑	畑	普通畑	757	757	青	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	7,570	R7	5	R7.6.1	R12.5.31	5	10,000	7,570	藤屋 株式会社		有		○		安田	①	
72	琴浦町	高岡	下高岡	324-1	田	田	飼料畑	1724	1724	青	R7.6.1	R10.5.31	3	0	0			R7.6.1	R10.5.31	3	0	0	Kurumi&Mfar株式会社	①	有		○		以西	①	
73	琴浦町	鈎	三所田	417	田	田	普通畑	2924	2924	青	R7.6.1	R17.5.31	10	0	0			R7.6.1	R17.5.31	10	0	0	野嶋 宏氣		有		○		下郷	①	
74	琴浦町	湯坂	西南原	129-1	田	田	飼料畑	1218	1218	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	秦野 英作	①	有		○		安田	①	
75	琴浦町	湯坂	西南原	130-1	田	田	飼料畑	1489	1489	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	秦野 英作	①	有		○		安田	①	
76	琴浦町	古長	中河原	605	畑	畑	水田	2306	2306	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	株式会社 杉山林業アグリ	①	有				古布庄	①	
77	琴浦町	籠津	古城	449-1	田	田	水田	3073	3073	青	R7.6.1	R10.5.31	3	0	0			R7.6.1	R10.5.31	3	0	0	淺田 義彰		無		○		安田	①	
78	琴浦町	金屋	宮ノ前	661	田	田	水田	1170	1170	青	R7.6.1	R10.5.31	3	0	0			R7.6.1	R10.5.31	3	0	0	野口 龍児		無		○		浦安	①	
79	琴浦町	太一塙	餘田	703	田	田	水田	1231	1231	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	農事組合法人 立子	①	有		○		成美	①	
80	琴浦町	野井倉	上河原	569	田	田	水田	1513	1513	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	山下 弘		無		○		古布庄	①	

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者

注3 A 同じ経営体が同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。

農用地利用集積等促進計画 (R7.5月総会付議)

農地番号	土地の表示				登記地目	現況地目	内容	登記面積(m <sup>2</sup> )	取扱面積(m <sup>2</sup> )	農振の区分	地権者が機構に設定する権利						機構が耕作者に設定する権利						借受経営体の名称	経営体の区分(注2)	経営体の機構利用の有無	契約の状況			地域計画の地区	契約区分(注4)	備考	
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数(年)	賃料単価(円/10a)(kg/10a)	賃料年額(円)(kg)	支払開始年度	賃料支払回数	始期	終期	年数(年)	賃料単価(円/10a)(kg/10a)	賃料年額(円)(kg)	新規	更新	付替							
81	琴浦町	野井倉	上河原	568	田	田	水田	1223	1223	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	山下 弘		無		○			古布庄	①	
82	琴浦町	野井倉	サゴ田	450-1	田	田	水田	1065	1065	青	R7.6.1	R8.5.31	1	0	0			R7.6.1	R8.5.31	1	0	0	山下 弘		無		○			古布庄	①	
83	琴浦町	中津原	上才ヶ崎	463-3	田	田	水田	1326	1326	青	R7.6.1	R8.5.31	1	0	0			R7.6.1	R8.5.31	1	0	0	山下 弘		無		○			古布庄	①	
84	琴浦町	三本杉	新田下	358	田	田	水田	1310	1310	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	幅田 高広	①	有		○			古布庄	①	
85	琴浦町	三本杉	新田下	357	田	田	水田	294	294	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	幅田 高広	①	有		○			古布庄	①	
86	琴浦町	三本杉	上幅田	869	田	田	水田	1000	1000	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	幅田 高広	①	有		○			古布庄	①	
87	琴浦町	三本杉	上幅田	868	田	田	水田	676	676	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	幅田 高広	①	有		○			古布庄	①	
88	琴浦町	三本杉	上幅田	867	田	田	水田	1995	1995	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	幅田 高広	①	有		○			古布庄	①	
89	琴浦町	三本杉	前林	834-1	田	田	水田	1448	1448	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	幅田 高広	①	有		○			古布庄	①	
90	琴浦町	三本杉	林口	889	田	田	水田	1470	1470	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	幅田 高広	①	有		○			古布庄	①	
91	琴浦町	三本杉	林口	890	田	田	水田	2231	2231	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	幅田 高広	①	有		○			古布庄	①	
92	琴浦町	保	下河原	300	田	田	普通畠	2325	2325	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	渡邊 知則		無		○			八橋	①	
93	琴浦町	別宮	井手端	1217-1	田	田	水田	2034	2034	青	R7.6.1	R17.5.31	10	0	0			R7.6.1	R17.5.31	10	0	0	農事組合法人 別宮営農組合	①	有		○			古布庄	①	
94	琴浦町	下伊勢	五反田	49-1	田	田	普通畠	1952	1952	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	宮本 英雄		無		○			浦安	①	
95	琴浦町	下伊勢	五反田	48-1	田	田	普通畠	2623	2623	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	宮本 英雄		無		○			浦安	①	
96	琴浦町	下伊勢	西多那喜	217-2	畠	畠	普通畠	1025	1025	青	R7.6.1	R12.5.31	5	0	0			R7.6.1	R12.5.31	5	0	0	宮本 英雄		無		○			浦安	①	
97	琴浦町	浦安	上宮下	823-2	田	田	飼料畠	587	587	青	R7.6.1	R17.5.31	10	0	0			R7.6.1	R17.5.31	10	0	0	池山 晃広	①	有		○			浦安	①	
98	琴浦町	浦安	上宮下	825-2	田	田	飼料畠	102	102	青	R7.6.1	R17.5.31	10	0	0			R7.6.1	R17.5.31	10	0	0	池山 晃広	①	有		○			浦安	①	
99	琴浦町	浦安	上宮下	825-1	田	田	飼料畠	2353	2353	青	R7.6.1	R17.5.31	10	0	0			R7.6.1	R17.5.31	10	0	0	池山 晃広	①	有		○			浦安	①	
100	琴浦町	浦安	上宮下	823-3	田	田	飼料畠	6.8	6.8	青	R7.6.1	R17.5.31	10	0	0			R7.6.1	R17.5.31	10	0	0	池山 晃広	①	有		○			浦安	①	

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者

注3 A 同じ経営体が同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。

農用地利用集積等促進計画 (R7.5月総会付議)

農地番号	土地の表示				登記地目	現況地目	内容	登記面積(m <sup>2</sup> )	取扱面積(m <sup>2</sup> )	農振の区分	地権者が機構に設定する権利						機構が耕作者に設定する権利						借受経営体の名称	経営体の区分(注2)	経営体の機構利用の有無	契約の状況			地域計画の地区	契約区分(注4)	備考
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数(年)	賃料単価(円/10a)(kg/10a)	賃料年額(円)(kg)	支払開始年度	賃料支払回数	始期	終期	年数(年)	賃料単価(円/10a)(kg/10a)	賃料年額(円)(kg)	新規	更新	付替						
101	琴浦町	浦安	上宮下	823-1	田	田	飼料畑	974	974	青	R7.6.1	R17.5.31	10	0	0			R7.6.1	R17.5.31	10	0	0	○				浦安	①			
102																															
103																															
104																															
105																															
106																															
107																															
108																															
109																															
110																															
111																															
112																															
113																															
114																															
115																															
116																															
117																															
118																															
119																															
120																															

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者

注3 A 同じ経営体が同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。

## ○農用地利用集積等促進計画に係る条件等

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、農用地利用集積等促進計画に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 貸借権の設定等の条件

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「乙」という。）による貸借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「貸借権の設定等」という。）は、貸借権の設定等を受ける者（以下「丙」という。）が当該貸借の設定等を受けた土地（以下「当該土地」という。）について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

- ア 当該土地を丙が適正に利用していないと乙が認めたとき。
- イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告を丙がしないとき。
- ウ （8）イに該当する違反があったとき。

### (2) 借貸の支払

- ア 乙を介した借貸授受の場合、丙は乙の指定する期日までに乙の指定する口座に1年間分の借貸を支払い、乙は、乙に貸借権の設定等する者（以下「甲」という。）の指定する口座に1年間分の借貸を支払う。
- イ 甲と丙が借貸の直接授受の場合は、別に定めるところによる。

### (3) 借貸の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、（2）に記載された借貸の支払期限までに借貸の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

### (4) 借貸の改訂

- ア この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借貸の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借貸の動向を勘案して、甲、乙、丙が協議して定める額に改訂する。
- イ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借貸は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される。この場合において、借貸の減額時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めることができる。

### (5) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

### (6) 転貸又は譲渡

丙は、本計画により権利の設定若しくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

### (7) 遅延損害金

- ア 丙は、（3）により支払を猶予した場合を除き、（2）アに定める期日までに借貸を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
- イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。
- ウ 借貸の受渡を甲及び丙が直接行う場合は、借貸に関する債権及び債務は甲と丙の間で存在し乙は一切の債権及び債務を有さず、借貸の未払及び遅延損害等借貸授受に係る問題が生じた場合は甲と丙で解決することとし、乙は関与しないものとする。

### (8) 修繕及び改良

- ア 乙、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において甲が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で乙及び甲の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙と協議のうえ甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
- イ 丙は、乙及び甲の同意無く、当該土地の改良及び盛土（客土を含む）、中畔の撤去等の形質を変更、構造物の撤去をしてはならない。（ただし、排水対策等の為の明渠の設置は除く。）
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、丙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

### (9) 附属物の設置等

- ア 丙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、事前に甲及び乙の同意を得なければならない。
- イ アに基づき丙が附属物を設置した場合において、貸貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は丙が負い、収去に要した経費も丙の負担とする。ただし、甲及び乙が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、丙は収去の義務を負わない。
- ウ 権利の存続期間が満了するときは、丙は、その満了の日までに、当該土地を現状に回復する。ただし、附属物を収去しないことへの同意が得られている場合又は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び丙は、原状回復の義務を負わない。

### (10) 租税公課の負担

- ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。
- イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、丙が別途定めるところによる。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙の負担とする。

### (11) 貸借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに甲の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された貸借権又は使用貸借権は消滅する。

### (12) 当該土地の返還

貸借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

### (13) 貸借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲、乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び鳥取県が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

### (14) 権利取得者の責務

- ア 丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- イ 乙が報告を求めた場合、丙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、貸借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、乙に報告しなければならない。

### (15) 機構関連事業について

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。"

### (16) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び内容に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定める。